

**第 2 読会(2010 年 8 月 5 日)用 Working Draft(2)**

# IBA Rules on the Taking of Evidence in International Arbitration

## 【第 1 回読会】

定義・1 条・2 条・3 条 (7 項まで)・5 条・8 条

## 【第 2 回読会予定】

3 条 (8 項以降)・4 条・6 条・7 条・9 条

## 【翻訳担当】

序文まで	井口直樹 (委員名リストは翻訳予定も、今回は省略)
定義・1 条・2 条	赤川圭
3 条	矢倉信介
4 条	赤川圭
5 条・6 条	浅野左也香
7 条	矢倉信介
8 条・9 条	河端雄太郎

本 Working Draft に対するコメントは、下記プロジェクト・リーダーまで  
お送りいただくか、第 1 回 (2010 年 8 月 5 日午前 10 時)・第 2 回 (2010  
年 8 月 20 日午後 5 時) にご参加下さいますようお願いいたします。

プロジェクト・リーダー

井口直樹会員

・電子メール : [naoki.iguchi@amt-law.com](mailto:naoki.iguchi@amt-law.com)

※メール表題に、【IBA 翻訳読会】とご記入下さい。

・ファックス : 03.6888.3089

- 【表題】 省略 (最終版には掲載予定)
- 【奥付】 省略 (最終版には掲載予定)
- 【著作権告示】 省略 (最終版には掲載予定)
- 【目次】 省略 (最終版には掲載予定)
- 【作業部会・IRB 証拠規則レビュー委員会メンバー】  
省略 (最終版には掲載予定。国名のみ日本語表記、他はアルファベットのままとする予定)

## 仲裁委員会について

仲裁委員会は、国際法曹協会<sup>1</sup> 法律実務部会<sup>2</sup>における国際的な紛争<sup>3</sup>の仲裁に関する法、法律実務及び手続にフォーカスした委員会として設立され、現在は 90 カ国以上からの 2300 人以上のメンバーを有し、会員は着実に増加している。

本委員会は、出版や会議を通じて国際仲裁に関する情報<sup>4</sup>を共有し、それらの活用を促進して実効性<sup>5</sup>を高めることを目指してきた。本委員会は、常任小委員会に加えて、適宜、タスクフォースを組んで特定の論点に取り組んでいる。本改正規則の公表時点においては、本委員会は 4 つの小委員会、すなわち、証拠規則小委員会、投資協定仲裁小委員会、利益相反小委員会及び仲裁判断承認執行小委員会を有しており、2 つのタスクフォース、すなわち仲裁における弁護士倫理特別委員会と、仲裁合意小委員会を有している。

---

<sup>1</sup> International Bar Association

<sup>2</sup> Legal Practice Division

<sup>3</sup> transnational disputes

<sup>4</sup> information

<sup>5</sup> efficiency

## 序文<sup>6</sup>

「国際法曹協会 (IBA) 国際仲裁における証拠規則 (IBA 証拠規則)」は、「国際法曹協会 (IBA) 国際商事仲裁における証拠収集採否規則」の改正版であり、i から ii 頁に掲載されたメンバーからなる仲裁委員会作業部会により作成されたものである。

IBA が本規則を公表するのは、国際仲裁において当事者及び仲裁人にとって効率的、経済的及び公平な証拠採用手続の助け<sup>7</sup>とするためである。本規則は、文書の提出<sup>8</sup>、事実証人<sup>9</sup>、専門家証人<sup>10</sup>、検証<sup>11</sup>及び証拠調べ期日の手続<sup>12</sup>の仕組み<sup>13</sup>を定めています<sup>14</sup>。本規則は、国際仲裁に適用される仲裁機関規則、アドホック規則及びその他の規則・手続と併せて用いられ、組み合わせて適用される (adopted together) ことを意図している。IBA 証拠規則は、多くの法大系で用いられるような手続を考慮しており、特に当事者が異なる法律文化圏<sup>15</sup>の出身であるときに有用である。

1999 年の公表<sup>16</sup>時から、「IBA 国際商事仲裁における証拠規則」は、国際仲裁実務界に広く受け容れられてきた。2008 年、当時仲裁委員会の副委員長であった Sally Harpole 女史及び Pierre Bienvenu 氏が発起人となり、見直し<sup>17</sup>作業が開始された。改正 IBA 証拠規則は、1999 年作業部会の支援を得て IBA 証拠規則見直し小委員会により練り上げられた。改正規則は、「IBA 国際商事仲裁における証拠規則」<sup>18</sup>を置き換えるものであるが、「IBA 国際商事仲裁における証拠規則」は、1983 年に公表された「IBA 国際商事仲裁の証拠提出採否のための補充規則」<sup>19</sup>を置き換えるものであった。

当事者は、仲裁条項において IBA 証拠規則を採用しようとするならば、条項中に下記の選択肢のうちの 1 つを選んで文言に追加することが推奨される。

「(当事者が選択する仲裁機関規則、アドホック規則又はその他の規則に加えて)、当事者は、仲裁手続が (本合意 / 仲裁手続の開始) 日において最新の IBA 証拠規則に従って行われることに合意する。」

---

<sup>6</sup> forewords

<sup>7</sup> a resource; 法源

<sup>8</sup> presentation of documents

<sup>9</sup> witness of fact

<sup>10</sup> expert witnesses

<sup>11</sup> inspections

<sup>12</sup> the conduct of evidentiary hearings

<sup>13</sup> mechanism

<sup>14</sup> provide

<sup>15</sup> legal cultures

<sup>16</sup> issuance

<sup>17</sup> review

<sup>18</sup> IBA Rules on the Taking of Evidence in International Commercial Arbitration

<sup>19</sup> IBA Supplementary Rules Governing the Presentation and Reception of Evidence in International Commercial Arbitration

2010 年 8 月 15 日

さらに、当事者及び仲裁廷は、IBA 証拠規則の全部又は一部を、仲裁手続の開始時又はその後の時点でも、採用することができる。仲裁手続の進展に応じて、IBA 証拠規則を変更することもできるし、ガイドラインとして使用することもできる。

本 IBA 証拠規則は、2010 年 5 月 20 日、IBA 理事会決議により承認された。IBA 証拠規則は英語版が存在するが、その他の言語への翻訳が計画されている。IBA 証拠規則は IBA に対して注文することができるほか、以下のウェブサイトからダウンロードすることができる。

2010 年 5 月 29 日  
仲裁委員会副委員長  
Guido S Tawil  
Judith Gill, QC

2010年8月15日

## 規則

### 前文

- 1 「IBA 国際仲裁における証拠規則」は、国際仲裁、特に異なる法伝統<sup>20</sup>を有する当事者間の国際仲裁における証拠の収集採否<sup>21</sup>について、効率的、経済的及び公平な手続を示すことを目的としている。本規則は、仲裁手続に適用される法令及び仲裁機関規則、アドホック規則又はその他の規則を補うものとして考えられた。
- 2 当事者及び仲裁廷は、本 IBA 証拠規則を仲裁手続に適用するべく、その全部又は一部を採用し、又は仲裁手続の進展に応じて、IBA 証拠規則を変更し若しくはガイドラインとして使用することもできる。本規則は、本来有しており、かつ、国際仲裁の長所でもあるところの柔軟性を限定するものではなく、当事者及び仲裁廷は、各仲裁手続の特定の状況に合わせて自由に調整<sup>22</sup>すればよい。
- 3 証拠の収集採否は、各当事者が信義に従って誠実に行為すること、及び、証拠調べ期日又は事実若しくは内容に関わる判断<sup>23</sup>に先だって、相手方当事者が依拠するところの証拠について知る権利があることを原則として、行われなければならない。

---

<sup>20</sup> legal tradition

<sup>21</sup> taking of evidence; 証拠手続【河端】

<sup>22</sup> adapt

<sup>23</sup> [any] fact or merits determination

## 定義

IBA 証拠規則において、

「仲裁廷」とは、単独の仲裁人又は複数の仲裁人の合議体をいう。

「申立人」とは、仲裁を申立てた当事者及び **共同参加併合(joinder)** その他の方法を通じてかかる当事者と共同する者をいう。

「文書」とは、紙媒体又は電子的方法、聴覚的方法、視覚的方法若しくはその他の方法のいずれにより記録又は保存されているかを問わず、あらゆる種類の書面、通信、画像、描写、プログラム又はデータをいう。

「**証人尋問期日[証拠調べ期日、証拠審問期日]**」とは、連日開かれるか否かにかかわらず、現実の出頭、電話会議、ビデオ会議又はその他の手段により、仲裁廷が口頭その他による証拠の **提出を受ける期日[取調べ手続]** をいう。

「**専門家意見書[鑑定書、鑑定意見書]**」とは、仲裁廷選定専門家証人又は当事者選定専門家証人による書面による意見をいう。

「**一般規則**」とは、**仲裁行為当該仲裁手続** に対して適用 **されのある機関規則仲裁機関規則、個別仲裁規則** その他の規則をいう。

「**IBA 証拠規則**」又は「**本規則**」とは、国際仲裁における **証拠採取[証拠収集採否]** に関する本 **IBA 規則** をいい、随時改正又は修正される。

「当事者」とは、仲裁手続の当事者をいう。

「当事者選定専門家証人」とは、当事者の設定した特定の争点について報告するために、当事者により選定された者又は機関をいう。

「文書提出要求」とは、一方当事者が他方当事者に対して文書の提出を求める、書面による要求をいう。

「被申立人」とは、申立人の請求の相手方となっている当事者及び **共同参加併合(joinder)** その他の方法を通じてかかる当事者と共同する者をいい、反対請求を申し立てた被申立人を含む。

「仲裁廷選定専門家証人」とは、仲裁廷の設定した特定の争点について報告するために、仲裁廷により選定された者又は機関をいう。

「証人陳述書」とは、事実証人による証言を記載した書面をいう。

2010 年 8 月 15 日

## 第 1 条 適用範囲

1. IBA 証拠規則を採用することを当事者が合意したとき又は仲裁廷が決定したときは、証拠の採取は本規則に従う。ただし、本規則のいずれかの条項が、当事者又は仲裁廷により当該案件仲裁事件に適用されると両当事者が合意し又は仲裁廷により決定判断された法律の強行規定に抵触すると認定されるおそれのある場合を除く。
2. 当事者が IBA 証拠規則を適用することに合意したときは、異なる表示がなされていない限り、当事者は、合意をした時点において最新版の本規則を適用することに合意したものとみなされる。
3. IBA 証拠規則と一般規則とが抵触するときは、当事者が異なる合意をしない限り、仲裁廷は、一般規則及び IBA 証拠規則双方の目的を達するため最も適切と考える方法により、IBA 証拠規則を適用しなければならない。
4. IBA 証拠規則の意味内容に関して疑義が生じた場合、仲裁廷は、本規則の目的及び当該仲裁のために最も適切と考える方法により本規則を解釈しなければならない。
5. IBA 証拠規則にも一般規則にも規定がなく、当事者間にも別段の合意がない事項については、仲裁廷は、IBA 証拠規則の一般原則に従い、適切と考えられる方法により証拠を採取することができる。

2010年8月15日

## 第2条 証拠に関する争点についての協議

1. 仲裁廷は、効率的、経済的かつ公正な証拠採取<sup>1</sup> 手続について合意するために、手続中できる限り早期かつ適切な時期に当事者と協議し、また当事者同士に協議を促さなければならない。
2. 証拠に関する争点の協議は、以下の事項を含む、採取<sup>1</sup> [証拠調べ] の範囲、時期及び方法を対象とすることができる。
  - (a) 証人陳述書及び専門家意見書の準備及び提出
  - (b) 証人尋問期日における口頭での証言の採取
  - (c) 文書提出について適用される要件、手続及び形式
  - (d) 仲裁における証拠に対して与えられる機密保護<sup>1</sup> 秘密保護<sup>1</sup> の程度
  - (e) 証拠採取<sup>1</sup> [証拠調べ] に関連する効率性<sup>1</sup> 迅速性<sup>1</sup>、経済低廉性<sup>1</sup> 及び資源保護の促進
3. 仲裁廷は、当事者に対して、適当と判断する限り速やかに、以下の争点を特定<sup>1</sup> 明示<sup>1</sup> することを奨励<sup>1</sup> されている。
  - (a) 仲裁廷が、当該案件について関連性を有しており、かつ当該案件の結論にとって重要である<sup>1</sup> とみなす可能性のある争点、及び/又は
  - (b) 当該事項について中間的判断<sup>1</sup> を行うことが適当であるとされる可能性のある争点

<sup>1</sup> 類似表現多数につき、統一の必要。



### 第3条 文書

1. 各当事者は、**仲裁廷が指定する期間内<sup>11</sup>**に、仲裁廷及び他の当事者に対し、他の当事者から既に提出されているものを除き、公文書及び公知文書を含む、自らが依拠する入手可能な全ての文書を提出しなければならない。
2. いかなる当事者も、仲裁廷が指定する期間内に、仲裁廷及び他の当事者に対し、文書提出要求を提出することができる。
3. 文書提出要求には、次に掲げる事項を含むものとする。
  - (a) (i) **それぞれの対象文書<sup>2</sup>を特定可能なするに足りる程度の各文書の表示事項の説明[文書の表示]**、又は  
(ii) **存在が合理的に認められる対象文書の、限定かつ特定された種類<sup>3</sup>についての十分な詳細説明[存在が合理的に認められる対象文書の十分に限定かつ特定された(主題を含む)対象文書の種類の表示](主題を含む)**；ただし、対象文書が電子的形式で**保存保存**されている場合には、**文書提出要求をした当事者<sup>4</sup>**は、特定のファイル名、**検索条件用語[検索条件]**、個人名、又は効率的かつ経済的に対象文書を検索するための他の**方法を手段[方法]**によって特定ことができ、**また、さらに**仲裁廷からその旨の命令があれば、これらを特定しなければならない。
  - (b) 対象文書が、どのように**当該仲裁にかかる事案<sup>5</sup>について関連性を有しと関連し**、かつその**結論帰結**にとって重要であるかについての記述
  - (c) (i) 文書提出要求をした当事者が対象文書を**所持、管理若しくは支配<sup>6</sup>**していない旨の記述、又は文書提出要求をした当事者が対象文書を提出する場合に当該当事者にとって不合理な負担となる理由の記述、及び (ii) 文書提出要求をした当事者において他の当事者が対象文書を所持、管<sup>6</sup>理又は支配していると信じる理由の記述
4. **文書提出要求を受けた当事者**は、仲裁廷が指定する期間内に、他の当事者に対し、**またさらに**仲裁廷の命令があれば仲裁廷に対し、自ら所持、管理又は支配する全ての対象文書のうち**異議<sup>7</sup>**のないものを提出しなければならない。

<sup>11</sup> “Within the time ordered by the Arbitral Tribunal”の訳を「仲裁廷が指定する期間内に」と訳しました。その他の箇所でも多数出てくる場所ですので、議論させていただければと思います。

<sup>2</sup> “requested Document”の訳を「対象文書」としておりますがご確認ください。

<sup>3</sup> 原文は “a narrow and specific requested category of Documents” となっており、翻訳の際に “...requested category of Documents” の部分のイメージが捉えにくかったです。“...category of requested Documents” のイメージで訳しておりますがご確認ください。

<sup>4</sup> “the Requesting Party” 及び “the Party to whom the Request to Produce is addressed” の訳をそれぞれ「文書提出要求をした当事者」及び「文書提出要求を受けた当事者」と訳しております。前者については、「文書提出要求を提出した」とすべきか考慮しましたが、少々くどくなる印象を受けましたので、現状ドラフトのとおりとさせていただきます。ご確認ください。

<sup>5</sup> “the case” の訳を「仲裁にかかる事案」と致しましたが、より適切な訳語がございましたら、ご指摘ください。

<sup>6</sup> “in the possession, custody or control” の訳ですが、巷には「所有、保管又は支配」や「占有、管理又は支配」等様々あるようです。ここでは「所持、管理又は支配」と訳しました。ご確認ください。

<sup>7</sup> 「提出に」異議がないもの、と「提出に」を加えるべきかどうか考慮しましたが、私見として、これがなくとも十分に意味が通ると考え「提出に」を加えませんでした。

2010年8月15日

5. 文書提出要求を受けた当事者が、対象文書の全部又は一部につき異議がある場合には、当該当事者は、仲裁廷が指定する期間内に、仲裁廷及びその他の当事者に対し、書面で異議を述べなければならない。当該異議の事由は、第9.2条に規定する事由又は第3.3条<sup>8</sup>に規定する事項の不充足のいずれかとする。
6. 仲裁廷は、当事者から異議を受領した場合には、関連当事者に対し、当該異議を解決することを目的として互いに協議するよう促すため、関連当事者を招集するに促す、に機会を与えることができる。
7. いずれの当事者も、仲裁廷が指定する期間内に、仲裁廷に対し、異議に対する判断を求めることができる。その場合、仲裁廷は、適時に、他の当事者と協議のうえ、文書提出要求及び当該異議について検討<sup>9</sup>しなければならない。仲裁廷は、文書提出要求を受けた当事者に対し、当該当事者が所持、管理又は支配しているあらゆる対象文書のうち、(i) 文書提出要求をした当事者が立証しようとする事項が仲裁にかかる事案について関連性を有しと関連し、かつその結論帰結にとって重要であり、(ii) 第9.2条に規定するいかなる異議事由も適用されず、かつ(iii) 第3.3条に規定する要件が充足されていると判断したものについて提出すべき旨の命令を出すことができる。提出命令の対象となったすべての文書は、他の当事者に対し、さらに仲裁廷の命令があれば仲裁廷に対し、提出されなければならない。
8. 例外的に、文書を検討しなければ異議の正当性が判断できない場合<sup>10</sup>には、仲裁廷は、当該文書を検討しない旨決定できる。この場合、仲裁廷は、当事者と協議のうえ、独立かつ公平な専門家を選任することができる。当該専門家は、秘密保持義務を負い、当該文書を検討し、かつ当該異議について報告する義務を有する<sup>11</sup>。当該異議が仲裁廷により支持される限り、当該専門家は、仲裁廷及び他の当事者に対し、検討した文書の内容を開示してはならない。
9. 当事者が仲裁手続の当事者以外の者又は機関から文書の提出を受ける<sup>12</sup>ことを希望し、かつ、自らかかる者又は機関から当該文書を取得することができない場合には、当該当事者は、仲裁廷が指定する期間内に、仲裁廷に対し、当該文書を取得するために法令上可能なあらゆる手段を取るよう求め<sup>13</sup>、又は当事者自らかかる手段を取るための許可を求めることができる。当該要求は、仲裁廷及び他の当事者に対し書面をもって提出されなければならない。当該要求には、第3.3条に定

<sup>8</sup> 「第3条第3項」とすべきか迷いましたが、現状「第3.3条」という形式にしております。

<sup>9</sup> “consider”を「検討」と訳しましたが、より適切な訳がございましたらご指摘ください。

<sup>10</sup> “if the propriety of an objection can be determined only by review of the Document” 直訳的には「文書を検討してはじめて(のみ)異議の正当性が判断できる場合」となりますが、上記の方がすわりがよいと考えました。ご意見をお願いします。また、“review”を「検討」と訳しましたが、その他適切な訳があればご指摘ください。

<sup>11</sup> 原文では前の文章と一体でしたが、読みづらいので2文に分けております。

<sup>12</sup> “obtain the production of Documents”

<sup>13</sup> “ask” 「要求し」、「依頼し」という訳も考えられます。

2010年8月15日

める事項<sup>14</sup>を含むものとする。仲裁廷は、当該要求について判断しなければならず<sup>15</sup>、仲裁廷は、自らの裁量で、(i)当該文書が当該事案について関連性を有し、かつその結論にとって重要であり、(ii)第3.3条が定める要件<sup>16</sup>を充足し、かつ(iii)第9.2条に定めるいかなる異議事由も適用されないと判断する<sup>17</sup>場合には、仲裁廷が自ら適切と考える手段をとり、当該要求をした当事者がかかる手段をとることを許可し、又はその他の当事者に対しかかる手段をとるよう命じなければならない。

10. 仲裁廷は、仲裁手続が終了するまでの間いつでも<sup>18</sup>、(i)当事者に対し、文書の提出を要求し、(ii)当事者に対し、どのような者若しくは機関からであるかを問わず<sup>19</sup>文書を取得するため仲裁人が適切と考える手段をとるべく最善の努力を尽くすよう要求し、又は、(iii)仲裁廷自らそのような手段をとることができる。かかる要求を受けた当事者は、第9.2条に定める事由に基づき、当該要求に対して異議を提出する<sup>20</sup>ことができる。その場合、第3.4条乃至第3.8条の規定がそれぞれ適用されるものとする。
11. 当事者は、仲裁廷が指定する期間内に、仲裁廷及び他の当事者に対し、当該当事者が依拠しようとする文書、又は、自主的に若しくは文書提出要求に基づいて提出された<sup>21</sup>文書、証人陳述書、若しくは専門家意見書、若しくは当事者によるその他の提出物において生じた争点の結果<sup>22</sup>、当該当事者が、当該事案について関連性を有し、かつその結論にとって重要になったと信じるあらゆる文書を追加的に<sup>23</sup>提出することができる。
12. 文書の自主的提出及び文書提出要求に基づく提出<sup>24</sup>の形式に関して：

---

<sup>14</sup> “as applicable”の部分ですが、ここは、本来「他の当事者に対する」文書提出要求の記載されるべき3.3条の列挙事項を、「当事者以外の第三者に対する」提出要求書の記載事項として記載せよ、という意味として理解しましたが、特にこのことを明確にする文言を日本語訳に入れておりません。日本の法令条文であれば、読み替え文言が挿入されるものと思われま。敢えて日本語訳を入れるとすれば、「(第3.3条に定める事項が)当該要求に適用可能な形で・・・」というものが考えられますが、むしろわかりにくくなるかと考えました。ご検討ください。

<sup>15</sup> “decide on”

<sup>16</sup> ここでも“as applicable”の文言がありますが、前述の理由から敢えて訳しておりません。

<sup>17</sup> “determines”

<sup>18</sup> “At any time before the arbitration is concluded”

<sup>19</sup> “any person or organisation”

<sup>20</sup> “object to the request”

<sup>21</sup> “submitted or produced” その他、まとめて「提出」とするか(その場合、注釈で提出の場面について注記することも検討すべきと思われま)、さらに「自発的に提出」、「文書提出要求に応じた提出」なども考えられます。また、表現方法として「自主的に提出されたか文書提出要求に応じて提出されたかを問わず～」とすることも考えられました。ご検討ください。

<sup>22</sup> “as a consequence of the issues raised in...”

<sup>23</sup> “additional Documents”ですが、「追加的文書」と直訳せず、「～文書を追加的に～」と意識しました。

<sup>24</sup> “submission or production of Documents”

2010年8月15日

- (a) 文書の写しは、原本と同一<sup>25</sup>でなければならず、仲裁廷の要求があれば、検証のため原本を提示<sup>26</sup>しなければならない。
- (b) 当事者により電子的形式で保存されている文書は、当該当事者にとって最も簡便又は経済的<sup>27</sup>で、かつ文書の受領者にとって合理的に利用可能な形式<sup>28</sup>で提出<sup>29</sup>されなければならない。ただし、当事者に別段の合意がある場合、又はそのような合意がない場合で仲裁廷が別段の決定をした場合はこの限りでない。
- (c) 当事者は、仲裁廷による別段の決定がない限り、本質的に内容が同一である文書の写しを複数提出<sup>30</sup>することを要しない。
- (d) 文書の翻訳は、原本とともに提出<sup>31</sup>されなければならず、かつ、もとの言語を特定したうえ、翻訳であることを示す印が付されなければならない。
13. 自主的に提出されたか文書提出要求に基づき提出されたか、仲裁手続の当事者により提出されたか非当事者により提出されたかを問わず、仲裁手続において提出されたいかなる文書も、それが公知文書に該当しない限り、仲裁廷及びその他の当事者は、その秘密を保持しなければならない、かつ、当該文書は、仲裁手続に関してのみ用いられるものとする。当該要求事項は、開示が当事者による法令上の義務の履行、法的権利の保護若しくは遂行、又は裁判所若しくはその他の司法機関<sup>32</sup>における真正な法的手続<sup>33</sup>に従った仲裁判断<sup>34</sup>の執行若しくはこれに対する不服申立をするために要求される場合を除き、適用される。仲裁廷は、かかる秘密保持に関する条件を定めた命令を出すことができる。かかる要求事項<sup>35</sup>は、仲裁手続におけるその他すべての秘密保持義務を何ら制限するものではない。
14. 仲裁手続が、独立した争点又は段階（管轄、中間的判断、責任又は損害など）により構成されている場合、仲裁廷は、当事者と協議のうえ、文書の提出及び文書提出要求を、争点又は段階ごとに行うよう計画<sup>36</sup>することができる。

---

<sup>25</sup> “conform to”

<sup>26</sup> “presented”

<sup>27</sup> “convenient or economical”

<sup>28</sup> “form”

<sup>29</sup> 原文は“submitted or produced”ですが、まわりくどくなるので単に「提出」としております。

<sup>30</sup> ここは“produce”のみで、単に「提出」としております。

<sup>31</sup> “submitted”

<sup>32</sup> “a state court or other judicial authority” “state court”の訳は直訳しますと「州裁判所」ないしは「国の裁判所」となると思いますが、単純に「裁判所」と訳しております。

<sup>33</sup> “bona fide legal proceedings”

<sup>34</sup> “an award” 「仲裁判断」と訳しましたが、より広義に「裁定」とすべきか迷いました。

<sup>35</sup> “This requirement”

<sup>36</sup> “schedule” ここは、第8.3(e)条における議論を参考に「計画」としました。



2010年8月5日

#### 第4条 事実証人

1. 各当事者は、仲裁廷により指定される期間内に、その証言に依拠しようとする証人及び証言を求める事項を特定しなければならない。
2. 当事者又は当事者の役員、従業員その他代理人を含むいかなる者も、証人として証拠資料を提出<sup>1</sup>することができる。
3. 当事者、当事者の役員、従業員、法律顧問その他代理人が、同当事者の証人又は潜在的証人と面談し、当該証人らの将来の証言内容につき議論することは、不適切とされてはならない。
4. 仲裁廷は、4.9条又は4.10条に従って証言を求められる証人の場合を除き、各当事者に対し、当該当事者がその証言に依拠しようとしている各証人の証人陳述書を、指定された期間内に仲裁廷及び相手方当事者に対して提出するよう命令することができる。証人尋問期日<sup>2</sup>が争点ないし局面（管轄、中間的判断、責任または損害など）毎に開催される場合には、仲裁廷又は当事者の合意により、各争点又は局面に分けて証人陳述書を提出する予定とすることができる。
5. 各証人陳述書には、以下の内容を含むものでなくてはならない。
  - (a)証人の本名及び住所、(もしあれば)証人と全ての当事者との間の現在又は過去の関係に関する記述、(当該紛争又は陳述内容に関連性を有する場合には)証人の経歴、資格、教育及び経験に関する内容。
  - (b)事実の全部かつ詳細の記載、及びかかる事実に関する証人の情報源で、争いの対象となっている事項について当該証人が証拠とするに足りる程度のもの。証人が依拠した文書で未提出のものは提出されなくてはならない。
  - (c)証人陳述書の原文作成に使用された言語及び当該証人が証人尋問期日<sup>3</sup>において証言する際に使用する予定の言語の記述。
  - (d)証人陳述書の真正<sup>4</sup>についての確約。
  - (e)証人の署名ならびにその日時及び場所。
6. 証人陳述書が提出された場合、いずれの当事者も、仲裁廷の定める期間内に、証人陳述書の改訂版または追加の証人陳述書（従前承認として指名<sup>2</sup>されていなかった者による証人陳述書も含む）を仲裁廷および他の当事者に提出することができる。ただし、当該仲裁手続において従前提示されていなかった相手方当事者の<sup>3</sup>証人陳述書、専門家意見書またはその他の提出物<sup>4</sup>に含まれた事項に関する改訂または追加に限る。
7. 8.1条に基づき出席することを請求された証人が正当な理由なく証人尋問期日<sup>3</sup>に

---

<sup>1</sup> “present”

<sup>2</sup> “name as witness”と1項の“identify the witnesses”との関係につき、要検討。

<sup>3</sup> “another Party’s”, “that have not been previously presented in the arbitration”共に、“Witness Statements”、“Expert Reports”、“other submissions”にかかるものと考えます。

<sup>4</sup> “submissions”

2010年8月5日

おける証言のために出席しなかった場合には、仲裁廷は、仲裁廷が例外的に異なる決定をする場合を除き、当該証人による当該証人尋問期日に関連する証人陳述書を排斥しなくてはならない。

8. 8.1条に基づき証人の出席が求められていない場合には、いずれの相手方当事者も、当該証人の証人陳述書の内容の正確性について同意したとはみなされない。

9. 当事者の要請によっては任意に出席する見込みのない者による証拠資料<sup>5</sup>の提出を希望する当事者は、仲裁廷の定める期間内に、仲裁廷に対し、当該証人から必要な証言を得るために法律上利用可能なあらゆる措置の実施を求めることができ、又はそのような措置を実施すること自体の許可を求めることができる。仲裁廷に対して上記請求をする際には、当事者は、対象とする証人を特定し、当該証人に証言を求める事項を表示し<sup>6</sup>、当該事項が当該仲裁事件と関連性を有し、その結論にとって重要である理由を明らかにし<sup>7</sup>なければならない。仲裁廷は、当該請求について決定しなければならず、裁量により、当該証人の証言が当該仲裁事件と関連性を有しておりその結論にとって重要であると判断する場合には、仲裁廷が適切と考える措置を、自ら実施すること、請求当事者が実施するのを認めること、又は、他の当事者に実施するよう命じることができる。

10. 仲裁廷は、仲裁事件が終結するまではいつでも、当事者に対し、証人尋問期日における証言のために証人（まだ証言の申し出がされていない者も含む）を出席させること又は出席させるために最善の努力をすることを求める<sup>8</sup>ことができる。当該要求<sup>9</sup>を受けた当事者は、9.2条に定められた理由に基づき異議を申立てることができる。

---

<sup>5</sup> “evidence”ですが、供述証拠であることは明らかと思われるので、「供述証拠」とすることを検討。

<sup>6</sup> “describe”

<sup>7</sup> “state”

<sup>8</sup> “order”

<sup>9</sup> “request”

## 第5条 当事者選定専門家証人<sup>1</sup>

- 当事者は、特定の争点に関する立証の手段として<sup>2</sup>、当事者選定専門家証人に依拠することができる。仲裁廷が指定~~め~~した期間内において、(i)各当事者は、依拠しようとしている証言を行う当事者選定専門家証人を特定して、その証言の主題を明らかにし、(ii)当事者選定専門家証人は、**専門家意見書**<sup>3</sup>を提出しなければならない。
- 専門家意見書には、**以下の項目を含むものとする**<sup>4</sup>。
  - 当事者選定専門家証人の氏名および住所、現在および過去において当事者、当事者の法律顧問および仲裁廷との間に関係がある場合にはその記述<sup>6</sup>、ならびに当事者選定専門家証人の経歴、資格、教育および経験についての記載。
  - 当事者選定専門家証人が提供する意見および結論を導く**にあたっての方法についての説明**~~鑑定依頼内容の記載、叙述~~<sup>7</sup>。
  - 当事者選定専門家証人が当事者、当事者の法律顧問~~アドバイザー~~および仲裁廷から独立している旨の記述。
  - 当事者選定専門家証人が**の**専門家意見および結論の根拠と**した**なる事実についての記述。
  - 当事者選定専門家証人の専門家意見および結論（結論に至るために用いた手法、証拠および情報の記載を含む）。当事者選定専門家証人が依拠する文書で未提出のものがあれば、これを提供しなければならない。
  - 専門家意見書が翻訳されている場合には、原文で用いられた言語および当事者選定専門家証人が**証拠審問証人尋問期日**<sup>8</sup>において証言する際に使用する予定の言語の記述。
  - 専門家意見書で表明した意見について、当事者選定専門家証人が**真に自己の意見である、真に自ら信ずるところである**旨の確約<sup>9</sup>。
  - 当事者選定専門家証人の署名ならびにその日時および場所。
  - 専門家意見書に複数の署名がなされている場合には、専門家意見書の全部または一部についての**各作成者への帰属**~~各作成者の担当部分~~の特定。
- 専門家意見書が提出された場合、各当事者は、仲裁廷が**指定した**~~定めた~~期間内

<sup>1</sup> “Party-Appointed Experts”：特に、Expert を「鑑定人」「鑑定証人」と訳すべきか、要検討かについてご意見をお聞かせください。

<sup>2</sup> “as a means of evidence on specific issues”：issues を「争点」と訳しましたが、「論点」、「問題」など他の訳でも結構です。”as a means of evidence”の部分についてもご意見をお聞かせください。

<sup>3</sup> “Expert Report”：~~ここも、「鑑定書」、「鑑定意見書」などの候補があります。~~

<sup>4</sup> “...shall contain.”：他の条項との表現統一。

<sup>5</sup> 専門家意見書の記載事項についての列挙部分ですが、「当事者選定専門家証人」の繰り返しが若干くどい感じもするので、日本語訳においては、意味が通る限り「当事者選定専門家証人」の部分を削除してしまう方法も考えられます。

<sup>6</sup> “statement”：「記載」、「陳述」などの候補もありました。2項の他、3項でも“statements”が出てくるため、統一的な訳語として「記述」にしておりますが、ご意見をお聞かせください。

<sup>7</sup> (b)の全体的な訳（特に、“instructions pursuant to which...”のあたり）についてご意見をお聞かせください。

<sup>8</sup> “Evidentiary Hearing”：「証拠調べ期日」「証人尋問期日」

<sup>9</sup> “an affirmation of his or her genuine belief in...”（特に、genuine belief の自然な日本語訳について）

2010年8月5日

において、専門家意見書の改訂版または追加版を仲裁廷および他の当事者に提出することができる。これには、当事者選定専門家証人として予め特定されていなかった者による報告または記述も含むが、仲裁において事前に提示されていなかった他の当事者の証人陳述書、専門家意見書またはその他の提出物に含まれた事項のみに対応する改訂または追加に限る<sup>10</sup>。

4. 仲裁廷は、その裁量により、同一または関連した争点について専門家意見書を提出する予定の、または既に提出した当事者選定専門家証人らに対し、当該争点に関する面会協議を命ずる求めることができる。かかる会議において、当事者選定専門家証人らは、専門家意見書の範囲内で争点について合意に達するよう努力し、合意に達した争点、意見が一致しなかった残りの部分およびその理由について書面に記録するものとする。
5. 第8.1条第1項の規定に基づき出席頭を求められた当事者選定専門家証人が、正当な理由がないのに証拠審問証人尋問期日における証言のために出席しなかった場合には、仲裁廷が例外的に認めた場合を除き、仲裁廷は当該証拠審問期日証人尋問期日に関連した当該当事者選定専門家証人による専門家意見書を考慮しないものとすることができるしてはならない。
6. 第8.1条第1項に基づく当事者選定専門家証人の出席が求められていない場合に、他の当事者が専門家意見書の内容の正確性について同意したとみなされることはない。

<sup>10</sup> 原文は一文ですが、日本語訳としてわかりやすくするため、分けて意識しています。





## 第6条 仲裁廷選定専門家証人<sup>1</sup>

1. 仲裁廷は、当事者との協議の後に、仲裁廷が指定した特定の争点について報告させるため、一人もしくは複数の独立した専門家証人を選定することができる。仲裁廷は、仲裁廷選定専門家意見書への付託事項<sup>2</sup>を、当事者との協議の後に定めなければならない。付託事項の最終版の写しは、仲裁廷が当事者に対し送付するものとする。
2. 仲裁廷選定専門家証人は、就任を受諾する前に、自己の資格に関する記載と、当事者、当事者の法律顧問および仲裁廷から独立している旨を記述したものを仲裁廷および当事者に対し提出しなければならない。当事者は、仲裁廷が定めた期間内に、仲裁廷選定専門家証人の資格および独立性に関する異議の有無を仲裁廷に通知するものとする。仲裁廷は、かかる異議を認めるか否かを速やかに決定しなければならない。仲裁廷選定専門家証人が選定された後に、専門家証人の資格または独立性について当事者が異議を述べることは、選定後に当事者が認識した事由による場合に限る。仲裁廷はいかなる措置（もしあれば）を取るかについて速やかに決定するものとする。
3. 仲裁廷選定専門家証人は、第9.2条の規定に基づき、当該案件について関連性を有しており、かつその結論にとって重要である限度において、当事者に対し、情報の提供、または文書、物品、サンプル、不動産<sup>3</sup>、機械、システム、プロセス<sup>4</sup>もしくは検証現場<sup>5</sup>へのアクセスを求めることができる。仲裁廷選定専門家証人が有する上記の情報またはアクセスを求める権限は、仲裁廷が有する権限と同一のものとする。当事者およびその代理人は、上記の情報を受領し、かつ上記の検証に参加する権限を有するものとする。仲裁廷選定専門家証人と当事者との間で、かかる要求の関連性、重要性または妥当性について意見が一致しない場合には、第3.5条乃至第3.8条の規定に基づいて、仲裁廷がこれを決するものとする。仲裁廷選定専門家証人は、適切な要求または仲裁廷の決定に対する当事者の不順守を専門家意見書に記録し、それが特定の争点の判定に対して与えた影響について記載しなければならない。
4. 仲裁廷選定専門家証人は、仲裁廷に対し、専門家意見書で報告を行うものとする。専門家意見書には、以下の項目を含むものとする<sup>6</sup>。
  - (a) 仲裁廷選定専門家証人の氏名および住所、ならびに同人の経歴、資格、教育および経験についての記載。
  - (b) 仲裁廷選定専門家証人が専門家意見および結論の根拠とした事実についての記述。
  - (c) 仲裁廷選定専門家証人の専門家意見および結論（結論に至るために用いた手法、証拠および情報の記載を含む）。仲裁廷選定専門家証人が依拠した文書で

<sup>1</sup> “Tribunal-Appointed Experts”: 「鑑定人」「鑑定証人」などの表現を用いるか、要検討。

<sup>2</sup> “terms of reference”: 「委任事項」「嘱託事項」「鑑定嘱託事項」等の候補もあり。

<sup>3</sup> “property”: 「財産」「資産」等の候補もあり。

<sup>4</sup> “processes”

<sup>5</sup> “site for inspection”

<sup>6</sup> “... shall contain:”: 他の条項との表現統一

2010 年 8 月 5 日

未提出のものがあれば、これを提供しなければならない。

- (d) 専門家意見書が翻訳されている場合には、原文で用いられた言語および仲裁廷選定専門家証人が証拠審問期日<sup>7</sup>において証言する際に使用する予定の言語の記述。
  - (e) 専門家意見書で表明した意見について、仲裁廷選定専門家証人が真に自ら信ずるところである旨の確約。
  - (f) 仲裁廷選定専門家証人の署名ならびにその日時および場所。
  - (g) 専門家意見書に複数の署名がなされている場合には、専門家意見書の全部または一部について各作成者の担当部分の特定。
5. 仲裁廷は、かかる専門家意見書の写しを当事者に対し送付しなければならない。当事者は、仲裁廷選定専門家証人が調査した情報、文書、物品、サンプル、不動産、機械、システム、プロセスまたは検証現場について、および仲裁廷と仲裁廷選定専門家証人間のやりとりについて、調査を行うことができる。当事者は、仲裁廷が定めた期間内に、当事者の提出物において、または証人陳述書もしくは当事者選定専門家証人による専門家意見書を通じて、専門家意見書に対応する機会を有するものとする。仲裁廷は、提出物、証人陳述書または専門家意見書を、仲裁廷選定専門家証人および他の当事者に対し送付しなければならない。
  6. 当事者または仲裁廷の要求に基づき、仲裁廷選定専門家証人は証拠審問期日<sup>7</sup>に出席するものとする。仲裁廷は、仲裁廷選定専門家証人に対し質問をすることができる。仲裁廷選定専門家証人は、自己の専門家意見書、当事者の提出物もしくは証人陳述書、または第 6.5 条に基づき作成された当事者選定専門家証人による専門家意見書で掲げられた争点に関し、当事者または当事者選定専門家証人から質問されることがある。
  7. 仲裁廷選定専門家証人が作成した専門家意見書およびその結論は、当該案件の全ての状況を十分に勘案した上で、仲裁廷によって評価される。
  8. 仲裁廷が決定した方法により支給される仲裁廷選定専門家証人の報酬および経費は、仲裁費用の一部をなすものとする。

---

<sup>7</sup> “Evidentiary Hearing”

## 第 7 条 検証

仲裁廷は、第 9.2 条の定めに従い、当事者の申立て又は職権により、場所<sup>1</sup>、財産<sup>2</sup>、機械又はその他の物<sup>3</sup>、サンプル、システム、プロセス若しくは文書について、仲裁廷が適切と考える方法で検証を行い、又はかかる検証を行うよう仲裁廷選定専門家証人若しくは当事者選定専門家証人に対し要求<sup>4</sup>することができる。仲裁廷は、当事者と協議のうえ、検証の時期及び段取り<sup>5</sup>について決定する。当事者及びその代理人<sup>6</sup>は、検証に立ち会う権利を有する。

---

<sup>1</sup> “site” その他「現地」などの訳も考えられます。

<sup>2</sup> “property”

<sup>3</sup> “goods”

<sup>4</sup> “require”

<sup>5</sup> “arrangement” 「手続」と訳すことも考えられますが、意味が必要以上に限定的になると考えられましたので、「段取り」としました。

<sup>6</sup> “representatives”

2010年8月5日

## 第8項条 証拠審問期日<sup>1 2</sup>

1. 各当事者は、仲裁廷が命ずる指定する期間内に、仲裁廷及び他の当事者<sup>3</sup>に対し、出席を求める証人を知らせるものとする。各証人(本条においては事実についての証人及び専門家が含まれるものとする。<sup>4</sup>)は、第8.2項条に従い、当事者又は仲裁廷により出席を求められた場合には、証人尋問証言のために証拠審問期日に出席するものとする。仲裁廷が特定の証人についてビデオ会議又は類似の技術の使用を認めない限り、各証人は直接出席するものとする。
2. 仲裁廷が証拠審問期日は仲裁廷が常に完全コントロール<sup>5</sup>指揮する。仲裁廷は、証人への質問、証人による回答又は証人の出席が、関連性がない、重要性がない、不合理な負担となる、重複する、又は第9.2項条に定める異議理由に含まれると考える場合には、これらを制限又は除外することができる。主尋問及び再主尋問における証人に対する質問は、合理的な理由なく誘導するものであってはならない。<sup>5</sup>
3. 証拠審問期日における口頭証言に関しては、
  - (a) 原則として、通常、申立人が、申立人の証人の証言を先に提供し<sup>6</sup>に対する証人尋問を先に行い、続いてその後、被申立人が、被申立人の証人の証言を提供する<sup>6</sup>に対する証人尋問を行うものとする。
  - (b) 主尋問の後で、他の当事者は、仲裁廷が決定する順番に従って、当該証人に対し質問すること反対尋問を行うことができる。証人を当初に提供した主尋問を行った当事者は、他の当事者が行った反対尋問質問において提起された現れた事項について、追加の質問再主尋問を行う機会を有する。<sup>6</sup>
  - (c) その後事実証人に対する尋問の後で、原則として、通常、申立人が、申立人の当事者選定専門家証人の証言を先に提供し<sup>6</sup>に対する尋問を行い、続いてその後、被申立人が、被申立人の当事者選定専門家証人の証言を提供する<sup>6</sup>に対する尋問を行うものとする。当事者選定専門家証人を当初に提供した<sup>6</sup>に対する主尋問を行った当事者は、他の当事者が行った質問反対尋問において提起された現れた事項について、追加の質問再主尋問を行う機会を有する。
  - (d) 仲裁廷は、仲裁廷選定専門家証人に対し質問尋問を行うことができるものとし、当事者又は当事者選定専門家証人は、同人に対し、仲裁廷選定専門家証

<sup>1</sup> [注: 'Evidentiary Hearing' means any hearing, whether or not held on consecutive days, at which the Arbitral Tribunal, whether in person, by teleconference, videoconference or other method, receives oral or other evidenceと定義されていることから、evidentiary訳は「証拠」としております。]

'Hearing'については、田中英夫編「英米法辞典」404頁では「審理」と訳されており、「国際仲裁における利益相反に関するIBAガイドライン」(以下「利益相反ガイドライン」という)の日本語訳では、「審問」と訳されております。また、JCAAの商事仲裁規則では「審問期日」と訳されております。今回は、JCAAの訳に従っております。]

<sup>2</sup> [注: 第1回目の読会での意見を踏まえ、原文の直訳ではなく、意識に近い形で改訂を行った箇所もございます。ご検討下さい。]

<sup>3</sup> [注: "other Parties"と規定されているのは、multiple-party arbitrationを想定してのことだと思われます。「他の当事者」という訳で当該想定が適切にカバーされているか、ご検討頂ければ幸いです。]

<sup>4</sup> [注: 日本語としてわかりにくくなるため、あえて"which term"は訳出ししておりません。]

<sup>5</sup> [注: 原文で、direct and re-direct examinationではなく、testimonyとされていることに意味があるのであれば、訳語についても検討する必要があると思われます。]

<sup>6</sup> [注: (c)及び(d)ともに、subsequentlyを直訳する必要があるか、検討する必要があります。]

2010年8月5日

- 人の意見書又は当事者の提出書面若しくは当事者選定専門家証人の意見書において提起された現れた争点について質問尋問することができる。<sup>7</sup>
- (e) 仲裁が、争点又は段階(管轄、暫定的判断[中間的判断]、責任及び損害など)ごとに整理[計画]されている場合、当事者は争点又は段階ごとに証言を実施[証人尋問を行う]することに合意することができ、仲裁廷も争点又は段階ごとに証言を実施[証人尋問を行う]することを命ずることができる。<sup>8</sup>
- (f) 仲裁廷は、自ら又は当事者の申立てによりがあった場合又は自ら<sup>9</sup>、証人尋問に関する特定の争点ごとに証言を行うことの取り決め又は証人が同時に質問を受け互いに対面する方法(ウィットネス・コンファレンシング[証人協議])を含め、この[手続<sup>10</sup>(特定の争点ごとに証言を行うことの取り決め又は証人が同時に質問を受け互いに対面する方法(ウィットネス・コンファレンシング[証人協議])を含む)の順序/手続命令<sup>11</sup>]を変更することができる。
- (g) 仲裁廷は何時でも証人に対し質問尋問することができる。
4. 証言を行う事実についての証人は、証言に先立ち、仲裁廷が適切であると判断する方法により、同人が証拠審問期日において真実を述べることを誓うことを初めに確約し、専門家証人の場合は、証言に先立ち、同人が証拠審問期日において述べる意見が自己の確信に基づくものである[真に自己の意見である、真に自ら信ずるところである]ことを初めに確約しなければならない。証人が、証人陳述書又は専門家鑑定意見書を提出している場合、これらを確認しなければならない。当事者が合意した場合又は仲裁廷が命ずる場合は、証人陳述書又は専門家意見書鑑定意見書をもって、主尋問に代えることができる。
5. 第9.2 項条の定めに従い、仲裁廷は、いかなる人に対しても、事件に関連し又は事件の結論結果にとって重要であると考えられる事項について、口頭又は書面による証拠の提供を求めることができる。当事者は、仲裁廷が呼び出し質問尋問を行った証人に対し、質問尋問することができる。

<sup>7</sup> [注: “he or she may be questioned by”と規定されており、the Parties may ではないことに特別な意味があるのであれば、訳文を修正する必要があります。]

<sup>8</sup> [注: 第3.14 項条及び第4.4 項条の訳と整合させる必要があります。また、scheduling については「実施」としており原語と訳語をあえて異ならせております。適切かどうか検討が必要です。]

<sup>9</sup> [注: “on its motion”には、仲裁手続に特別な意味がある場合には、直訳することも検討対象です。]

<sup>10</sup> [注: “order of proceedings”は、手続の「順序」のみに関してではないとも思われます。]

<sup>11</sup> [注: “this order of proceeding”は、全体にかかるものであると思われませんが、念のため。なお、本項(b)ご参照。]



## 第9項条 証拠の許容性及び証拠評価

1. 仲裁廷が、証拠の許容性、関連性及び重要性<sup>12</sup>を判断する。
2. 仲裁廷は、当事者の申立てにより又は自ら、以下の理由に基づき、文書、陳述書、口頭証言若しくは検証結果を証拠又は提出要求から除外する。
  - (a) 事件との十分な関連性の欠如又は事件の結果結論にとっての重要性の欠如
  - (b) 仲裁廷により適用であると判断された法的障碍又は法令若しくは倫理規則上の秘匿特権
  - (c) 提出要求に応じることが不合理な負担となる証拠
  - (d) 紛失又は毀損していることが合理的に示された文書
  - (e) 営業上又は技術上の機密を理由とし、仲裁廷がやむを得ないと判断するもの
  - (f) 政治的あるいは機関において特別にセンシティブである(政府又は公的国際機関において秘密として扱われている証拠を含む)ことを理由とし、<sup>13</sup>仲裁廷がやむを得ないと判断するもの
  - (g) 手続の経済性、<sup>14</sup>均衡、当事者の公正又は公平を考慮し、仲裁廷がやむを得ないと判断するもの
3. 第9.2(b)項条に定める法的障碍又は秘匿特権について検討するにあたり、仲裁廷が適用されると判断した強制される法令又は倫理規則において認められている限度で、仲裁廷は以下の事由を考慮にすることができる。
  - (a) 法的助言を提供し又は得ることを目的とし、これに関連して作成された文書、陳述書又は口頭でのコミュニケーションの秘密を保持する必要性
  - (b) 和解交渉を目的とし、これに関連して作成された文書、陳述書又は口頭でのコミュニケーションの秘密を保持する必要性
  - (c) 法的障碍又は秘密特権が発生したとされた時の当事者及び当事者のアドバイザーの期待
  - (d) 同意、既開示、文書、陳述書、口頭でのコミュニケーション又はこれらに含まれている助言の積極的な使用その他を理由に適用される法的障碍又は秘匿特権が放棄されている可能性
  - (e) 当事者間の公正及び公平を維持する必要性、特に、当事者が従わなければならない法令又は倫理規則が異なる場合
4. 仲裁廷は、必要に応じて、提供が予定され又は検討されている証拠が、適当な秘密保護の対象となるよう必要な取り決めを行うことができる。<sup>15</sup>
5. 当事者が、文書提出要求において求められた文書を適時に異議を述べず十分な説明をせずに提出しなかった場合、又は仲裁廷が提出を命じた文書を提出しなかった場合、仲裁廷は、当該文書が、当該当事者にとって不利益であると推認することができる。<sup>16</sup>
6. 当事者が、相手方が求める他の関連証拠(証言を含む)を適時に異議を述べず十分

<sup>12</sup> [注: “weight”については、「重要性」に含めて訳しております。]

<sup>13</sup> [注: 原文の意味が適切に捉えられ、かつ、日本語として理解可能か、検討が必要です。]

<sup>14</sup> [注: 訴訟経済というのはなじみがありますが、「手続経済」はなじみがないため、上記のように訳しております。]

<sup>15</sup> [注: 原文の意味内容について議論する必要があるものと思われます。]

<sup>16</sup> [注: 必ずしも直訳することで適切ではないと思われ、要件は全てカバーされるように意訳いたしました。]

2010 年 8 月 5 日

な説明をせずに利用可能にしなかった場合、又は仲裁廷が提供を命じた証拠(証言を含む)を利用可能にしなかった場合、仲裁廷は、当該証拠が、当該当事者にとって不利益であると推認することができる。

7. 当事者が証拠手続において誠実な対応<sup>17</sup>をしなかったと仲裁廷が判断した場合、仲裁廷は、本規則上の他の措置に加え、仲裁費用(証拠手続に関連する費用を含む)の割り当てに際して当該事情を考慮することができる。

---

<sup>17</sup> [注: “conduct”を「対応」と訳すことの是非について検討が必要です。また、“taking of evidence”については証拠手続と訳しております。]